

第4回滋賀県子ども若者審議会 会議概要

- 1 日 時：平成26年(2014年)11月10日(月)午前10時00分～12時00分
- 2 場 所：滋賀県大津合同庁舎7-B会議室
- 3 出席委員：(五十音順、敬称略)
安部侃、神原文子、小林江里子、鹿田由香、高橋啓子、中西健、
二杉直美、野田正人、藤井登喜男、松元光彦、吉田芳行、渡部雅之
- 4 議事内容
 - 開会
 - 出席委員数確認
出席委員数は12名であり、滋賀県子ども若者審議会規則第4条第3項に定める開催要件を満たしていることが事務局から報告された。
 - 資料の確認

(1) 淡海子ども・若者プラン次期計画について

資料1、2により事務局より説明。以下のとおり発言があった。

(委員) 2点気になっている。1点目は124ページで「県民の役割」とあるが、「地域の役割」という形のほうがよいのではないかと思う。

2点目は81ページで、子どもの安全の確保について「見守りカメラ貸し出し」とあるが「貸し出し」という言葉でよいのか。実態は防犯カメラを、配線も含めて設置する事業である。永久貸し出しというの何かおかしいと感じるので、「見守りカメラ設置の支援」というのが適切ではないかと思う。

(事務局) 最初に御指摘いただいた「県民の役割」については、地域を含め県民の役割ということで整理させていただいている。

81ページの見守りカメラについては、もう一度具体的施策を確認して再検討させていただきたい。

(委員) 見出しのほうに「地域」を入れておくほうが、企業の役割などとのバランスがいいと思う。

(委員) 何点か、もう少し書き込んでもいいのではないかと思う部分がある。

まず、4ページからの何が少子化の大きな要因かというところで、実際に子育てや教育にお金がかかるという意見も確かにあるが、1つの傾向として何よりも若者の非正規化が進んでいて、非正規の若者は結婚したくてもできない。

厚生労働省のデータだったと思うが、年収で 300 万円以上と 300 万円未満を比較すると、300 万円未満の若者たちの婚姻率は 30 歳代でも 25% ぐらいである。若者たちは結婚して子どもをもうけようという意識が高いが結婚まで至らない。なぜ結婚に至らないかという、非正規化が進んでいるからで、そういう意味では若者たちの雇用の安定をどう図るかが重要である。若者たちの雇用が安定し、結婚しても共働きが当たり前のようになると、子どもを産みやすくなる。女性が結婚して家庭に入ったほうが子どもを産み育てやすいのではなくて、例えばヨーロッパでは、フランスでも北欧でも、男女共同参画が進んでいる国のほうが合計特殊出生率は高くなっている。

滋賀県が少子化対策に取り組むうえでは、結婚しても女性が当たり前のように働き続けることができる労働環境を整備するとともに、そのための保育所の整備もあわせて進め、共働きをしながら子どもを保育所に預けて、安心してワーク・ライフ・バランスを実現することが非常に大切であろうと思う。

非正規が進んでいる、晩婚化が進んでいるというデータが挙げられているが、非正規化が進んでいることと晩婚化が進んでいることがどう関係しているのかという関連性を明確にしておくことが必要であろうと思う。

(会 長) 4 ページの 3 段落目に、子育て世代の子どもを育てるための経済的負担や若者の非正規雇用が増加し、定職につけず家庭が持ちにくくなっていることなどについて触れているが、これに 17 ページの女性の有業率というところに関連して、M 字型雇用を解消していくことの大切さなど、2 つの項目を 1 つにしてもう少しはっきり言い切ったほうがいいのか。

(委 員) 男性の育児休業率が非常に低いということがあるが、共働きをしていないと男性が育児休業をとれない。企業でどれだけ男性が育児休業をとりやすい労働環境ができて、共働きで、男性が育児休業をとっている間に妻の収入で家計が回っていくような体制でないと、とても育児休業をとれないことになる。

そういう意味では、共働きでしかもどちらもが正規雇用で安定した収入がないことには、ほとんどの場合男性が育児休業を取得するというのは難しい。そのことも全部関連していると思う。

(会 長) 仕事を両立して女性も男性もともに子どもを育てることができる社会環境が必要とあっさり書いているが、もう少し書き込むべきということと思う。

(委 員) 43 ページに「ひとり親家庭になった理由」というグラフがあるが、厚生労働省の全国世帯等調査では、「死別」「離婚」「未婚」が続いていて、その後に「遺棄」や「その他」という項目が続いている。「死別」「離婚」「未婚」が大体順番として並んでいるの

で、その辺の記述の仕方が1つ気になるところである。

それと、45ページの「母子家庭・父子家庭の就業状況」のところで、説明文では母子家庭で就業形態は正社員が最も多く、続いてパート・アルバイトとなっているとされているが、その下のグラフを見てわかるように、確かに正社員は39.7%だが、実は契約・嘱託社員、パート・アルバイト、それから派遣職員を合わせると全部非正規であり、一番多いのは正社員よりもむしろ非正規である。非正規が多いということが生活困難な要因であり、そのところを明確にしていくほうがいいだろうと思う。

それからもう1点は、その下の45ページの養育費の受給のところで、養育費を現在受けている、または受けたことがある人が43.1%。この数字を見ると、割に高いかなと思ってしまうが、グラフを見ると実際に現在も受けている人は28.7%である。一回でも養育費を受け取ると、受けたことがあるに入ってしまうが、18歳未満の子どもがいて、ひとり親世帯で、今養育費を受けることができるかどうかということが問題であり、それがたった28.7%しかないということが問題である。

それからもう1点は、46ページの「子どものことで気がかりなことについて」の中で、「本母子世帯」「複母子世帯」「本父子世帯」「複父子世帯」という言葉があって、一応説明があるのだが、例えば母子世帯全体の中で本母子世帯が何%で複母子世帯が何%かという数値が挙がっていない。父子家庭の中でも、本父子世帯の割合、複父子世帯の割合がない。ここは全体の構成比を入れていただきたい。

(会長) おっしゃっていることは、本当にそのとおりであり、厚生労働省の発表でもおそらく就業形態は正社員が最も多いという切り方ではなく、ちょっと説明がついていたと思う。ここでは、「正社員が最も多く」と言ってしまうと、本当にそうなのかなという感じになってしまうし、養育費のところについても確かに継続していないという現実があるので、そこを少し指摘して書いたほうが、主張したいところとの結びつきはスムーズであろうと思う。

(委員) ひとり親の具体的な今後の施策で、91ページ以降に、ひとり親家庭を支えるさまざまな支援の方向性を出してもらっているが、できればつけ加えてほしいことがある。

それは、この子ども・若者プランでも、最初に「子どもの人権が尊重されるように」となっているが、まだまだ日本社会の中で、ひとり親のことで差別や偏見を受けている現実がある。それから、ひとり親の中でも、死別よりは離婚、離婚よりは未婚のひとり親家庭のほうが税制上などで差別や偏見を受けている。そのことによって、ひとり親とその子どもたちが非常に生きづらいという状況がある。

ひとり親に限らず、多様な家族形態、それから子どもたちの育っている家庭が多様な形態であっても、差別や偏見を受けることがないようにということがとても大事だと思う。ひとり親のところにも、親も子どもも差別や偏見を受けることがない、またその差

別や偏見をなくしていくような人権啓発などを進めるというようなことを入れていただきたいと思う。

もう1点は、特に61ページからの「具体的な施策の推進」以降において、例えば62ページに「地域の教育力の向上」というのが出てくるし、それから68ページに「子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実」、84ページに「生きる力を育む教育・学習の充実」と出てきて、非常に教育ということに力を入れられているというのがわかるのだが、正直なところ、実は読みながら個人的には息苦しく感じるところがある。遊びを通して学ぶとか、子ども同士の仲間づくりを促進するとか、子どもたちが仲間の中で育つとか、そういう視点が見えてきづらいと思う。恐らく学力という部分でも、仲間づくりを進めている学校運営やクラスづくりによって、非常に子どもたちの学力が安定していたり底上げがされていたりという実際の結果も出ているので、ちょっとのどか過ぎると言われるかもしれないが、子どもは遊びの中で育つんだとか、仲間とともに育つんだというような視点がもう少しあってもいいのではないかと思う。

遊びについては、84ページのイで「地域の中で子どもたちが集団で遊ぶ機会の場の確保」というのがあるが、地域の中だけの遊びではなく、学校の中でも、それから家庭の中でも親子でのんびり過ごすとか、そういったことがもっと前面にあってもいいのではないかと思った。

(会 長) 84ページのイで、冒険遊びや地域に根づく子どもの遊び場づくり、地域が主体となって子どもを育てる環境づくり等があるが、学校の中での遊びや家庭の中での触れ合いみたいなものをということか。

(委 員) 例えば、就学前の子どもたちについては、保育所でも幼稚園でも、教育よりまずは遊びだろうとか、仲間と何かつながることだろうと思うからである。

(会 長) 教育の中には、当然仲間遊びが入っていて、人格形成に役立っているというふうなことも含まれていると思う。ただ「教育」と連呼する中で、かた苦しく、学習させるとか早期教育というイメージにつながってしまうのではないかということと思う。

(委 員) 51ページから52ページにかけて、1点お願いがある。平成24年、25年の比較データを挙げてもらって、これはこれでありがたいが、ほかの基本資料が平成21年から25年でとってもらっていると思うので、21年からのデータを並べてもらいたい。平成25年に非行が増加していて、特に触法、14歳未満の子どもの部分はかなり伸びているというあたりは、今後関心を持って追わなければならないデータだろうと思う。

あわせて、その1つ前の50ページの「滋賀県における児童虐待相談件数」については、平成20年から出ていてありがたいのだが、センターと市町の連携分の区分けがわかると

更によいのではないか。滋賀県では、児童相談所も 1,000 件を超えてかなりしっかりや
ってもらっているという事実と、それとは別に市町が全国で例がないほどかなり多くの
ケースを引き受けているという部分は、ある意味で県としてアピールできるところでも
あるかと思うので、その辺のデータが欲しい。

(事務局) 虐待の全体数について、連携分については平成 21 年度ぐらいから可能かと思う
が、その下の種別と経路については出すのは難しい資料もあるかもしれない。出せる資
料は、はっきりと見える形にしたいと思う。

52 ページのグラフについては、委員の御指摘のとおり平成 21 年から載せられるように
資料等を集めたいと思う。

(委 員) 「すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実」の中で、74 ページの
「家庭教育協力企業協定の取組の推進」について、企業としてはどういうことをやって
いったらいいということか。

(事務局) 滋賀県の企業と提携・協定を結び、やっていただくこととしては、例えば従業
員が子どもの参観日などに休みやすいような環境を整えるよう、経営者から呼びかけて
いただくとか、子どもを連れた親が来店しやすいように、例えば自動車の会社であれば
販売店に子どもコーナーを設けていただくとか、中学生の職場体験を受け入れて、望ま
しい職業観について親子で話し合っていたくような機会を提供してもらおうといった取
組である。また、社内の社員研修の折に家庭教育にかかわるようなテーマを設けていた
だいて、県の予算で講師を派遣し、例えば絵本に関しての講和を絵本作家の方からして
いただく、子育てネットワークの方から子育ての悩みや相談についての事例などをお話
しいただくといった取組もしていただいている。

(委 員) 90 ページの一番上、「特別支援教育の推進」で、インクルーシブ教育システムの
構築ということが書いてあるが、その後続けて「障害のある子どもが障害のない子ど
もとともに教育を受けられるよう配慮」という記述があり、資料編の 16 ページでは「通
常の学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童・生徒が増加」という記述がある。

この資料だけを見ると、増加していることが何か悪いことかのように受け取られる。
インクルーシブというのは、こうやって増加している子どもたちを、ある意味望ましく、
通常学級での教育を充実させていくというふうに読めないといけない。そういうつなが
りがもう少しわかるようにしていただきたい。

2 点目として、89 ページの発達障害のある青少年に対する支援の 1 つ目の文言と、77
ページの幼児、児童期までの発達障害のある子どもに対する支援の部分について、子ど
もと青少年が違うだけで、下の文章はほとんど一緒になっている。それは大切なことで、

内容もまさにこういうことをされるわけだからいいのかもしれないが、ちょっと余りに芸がないと感じる。

特に 77 ページの子どもに対する支援のほうについて、「相談支援の充実や」の後、「地域での自立生活に向けた」はもちろん確かにそうなのだが、ここは乳幼児期から小学校ぐらいまでの子どもたちについて書いている部分なので、将来的にはこれを目指すとは言え、「地域での」という言葉がここに出るのは少し違和感を感じる。もう少し、身の回りの生活的な自立というような、ここならではの言葉で置きかえをしてもらえたらと思う。

続けて 3 点目に、96 ページのひとり親のところに「広報誌やホームページ等の活用」というのが出てきている。恐らくひとり親家庭が一番情報は届きにくいからということとここで書かれたのかもしれないが、必ずしもひとり親家庭だけが情報が届きにくいわけではない。せつかく一生懸命している取組について、情報が届かないというのは非常に大きな問題だと思うので、もう少し一般的なところに置いてもらったほうがよいのではないかと思う。

(事務局) 16 ページについては、御指摘のようにとられないような表記を工夫したい。

また、77 ページについても、委員から御意見いただいたことを踏まえて考えさせていただきます。

96 ページの情報提供の部分については、74 ページ、75 ページにかけて、「子育てに関する情報提供の活用」として新たにインターネットを活用した積極的な情報提供について記載している。全体の部分はそこで記載させてもらっている。

(会長) 16 ページの「増加」という表記は表に関する記述であって、事実として増加していると思う。その次に御指摘いただいた、どこも同じような記述になっているところは、発達障害に対する支援が発達段階に応じて違ってきているので、ここはそれに合った表現で書かれたほうがよいと感じる。

(委員) ここで「増加」と書く必要があるのかということである。ふえているということに、すごく目を行かせたいという意図が感じられる。例えばタイトルについて、「増加」ではなく「推移」とするなど御検討いただきたい。

(委員) 76 ページの「障害のある子どもとその家族への支援」というところで、確かに家族への支援や子どもへの支援というのは、本当に今手厚くなってきていいことだと思っている。

地域で災害時要援護者の支援システムを立ち上げたが、そこで避難訓練に車椅子の方が 3 名参加してくださった。その方たちはもう 20 歳は過ぎておられたが、今まで地域で

は本当に表に出てこられない方々だった。だから、民生委員として情報としては知っていても、その方と実際に話をさせてもらったり支援をしたりということがなかった。そのときに、車椅子の方から「私は地域の中で知っておいてもらおうと思って出てきました」という言葉をいただいて、やはり地域の中で、障害を持っておられて小さくなって暮らしておられるということが現実にあるのだと確信した。どこかで何か、自分たちがここにいるということ、堂々とその場所に立てるのだということを入れてもらえないかと思う。

多分、障害者の方やその御家族同士は結構交流されていると思う。ただ、例えば障害者のための学童保育があっても、それがいつの間にか立ち消えになっていくということもあるし、障害者だけの学童保育ということで特化されてしまうと、広がりがなく、本当は必要なのに結局それができなくなるというような事例も見てきた。

家族への支援もするけれども、地域でのその人たちの立ち位置というか、その人たちが堂々とそこで発信できるというようなものが欲しいと思う。

(委員) 委員がおっしゃったことは、障害のある子どもさん、それからきっと親御さんの中にも障害のある親御さんがおられると思うが、障害のあるなしにかかわらず、当たり前のように地域の中で受け入れられるような環境づくりが必要ということだと思う。

(事務局) 同じタイミングで、障害者のプランの策定作業をしているが、その中で今おっしゃられた皆さんの意識啓発的なものについてもあるかと思う。そのあたりとの文言の調整を検討したい。

(委員) 「青少年の健全な成長を支える環境づくりの推進」の109ページ、「安全・安心なインターネット利用」のところで、インターネット上のトラブル等に関して被害者や加害者にならないようにとか、トラブルから守るためにフィルタリングの利用とか、ルールづくりなどいろいろとポイントが書かれているが、今実際にすごく問題になっているのがLINEなどを通じての子ども同士のいじめなどである。小学校ではまだだが中学校でものすごく問題になっていて、中学校の先生たちからはLINEをなくしてほしいと言われるぐらいである。この文面だけでは、何かあっさりとした表面的なところだけ書かれているという気がするが、ただそこまで細かく書くかどうかということもあるので、一意見として伝えさせていただいた。

(事務局) 109ページでは、安全・安心なインターネット利用の3つ目のところで、出会い系サイト、コミュニティサイト等について、LINEも含んだ記述にさせていただいている。そういったものの適切な利用方法等の啓発、情報発信などに取り組んでいきたいということで記載させていただいた。

(委員) 「青少年の性に関する問題に対応するため」という部分だったので、いじめなども含めてもらえたらいいのではないかと思った。

(委員) 70 ページの上から4つ目の項目に、「認定こども園の設置の促進」とあるが、認定こども園だけを取り出して設置促進するというのはどうか。これは県として認定こども園を設置する、促進していくということになる。その前の69 ページのイでは、それぞれの整備支援をしていくという話があるわけだから、これだけを取り出すということに対して少し違和感を覚える。

同じ70 ページで、最初の項目にあるように、認定にかかる需給調整を行うということと、今の4項目目の2点目に、認定こども園に移行する場合の調整数を定めるということが入っている。県が調整数を定めるのか。その辺についてもよくわからないので、御説明いただきたい。

(事務局) 確かに、全体の整備は69 ページのイに書かせていただいたとおりである。そのうち、認定こども園についてどう考えるのかを個別に取り出したものが、70 ページの1項目目や4項目目である。この計画は、子ども・子育て支援法に基づく支援事業計画、県でいうと支援事業支援計画ということになるが、その位置づけを持たせることになっている。国において県が計画の中にうたうべき項目を基本方針として定めており、認定こども園の考え方を一定計画の中に盛り込むことが必須となっている。国の指示に沿って記載をしている部分である。

それからもう1点の調整数についても、市町の計画を踏まえ、その上で県として促進するための調整数を定めることとされている。これについて、具体的な数字は市町の計画を積み上げる中で考えることになるが、一定の幅を持たせた形で、認可しやすい仕組みとして調整数を定めていくことになっている。

(委員) 国からの指導あるいは指示で、計画の中に認定こども園の考え方を述べよという話なのだから、今後、認定こども園を県としてどうしていくのかという考え方を書くのはわかるのだが、設置を促進せよという話ではないのではないか。

(事務局) これは部会でも御意見をいただいていたところであり、地域の実情に応じてという形で記載させていただき、あくまでも実情に応じた設置を促進することとしている。これは県として必ずしも数をふやすという意味ではなく、地域の実情に応じた中での設置が促進できるように、県の施策として書かせていただいたということである。

(委員) まさしくそのとおりで、実情に応じて、必要なところはこども園、必要なとこ

ろは保育所、必要なところは幼稚園、必要なところは小規模、こういう話だと思う。まさしく必要性や実情というものを考えての話なわけであり、こうしてそのうちの1つだけ取り出されると、どうしても認定こども園に全部移行せよというようにとられかねないと感じてしまうので、その辺は文章の中でしっかりと書いていただければありがたい。

先ほどの説明の中でもう1点の調整数については、移行しやすいような調整数を県が定めると解釈してよいか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) ではもう1点、123ページの「県の役割」について、今回のこのプランを推進していくために、それぞれが果たす役割の中の(1)が「県の役割」と書いてあるが、今回、各19市町がいろんな事業計画を立ててきて、県がまとめることとなっている。確かに総合的に言えばこういうことだと思うが、例えば一番北の長浜市と一番南の大津市とが随分差があるとか、甲賀市と高島市とに考え方や事業計画そのものに大きな差があるとか、そういったものの調整機能は県にあるのか。

(事務局) 市町が定める事業計画との県とのかかわりだが、市町が計画を策定するに当たっては、県に協議をすることが子育て支援法の中で義務付けられている。その協議の中で、県として一定バランスというところまで踏まえて見せてもらい、意見を申し上げる形で投げかけていくことになる。

(委員) 特に未就園児の子育て支援をしている立場としては、若者プランまで含めると子育ての扱いがすごく小さくなってしまふのだなという感想を持った。

そんな中で59ページ、基本的視点の2項目目の中には、乳幼児期の特に最初の部分の子育て支援として、個別に保護者にはこういう支援が必要ですか、社会はこういうことが必要ですということを書いてもらっているが、私はこの部分を全ての子ども・若者の問題の原点というイメージで考えている。ギアチェンジの場面だと思う。子どもが生まれて、初めて子どもを育て始めた乳幼児期の子育て支援の中で、支援につながるということ、社会を知ること、自分たちがそれまで学んできた学校や会社ではなく、子育てをすることで社会とつながる最初のギアチェンジの部分を支援する、もしくはつながっていく、そういうものがあるんだということを知ってもらうところが大事である。

子どもを持つということで発生する支援にスムーズにつながるものが、行く行く学童期や青少年期に何か起こったときに、解決力がもう少し強くなる。子どもを持ったがゆえの挫折のとき、最初の乳幼児期に支援につながるものが大事ですよというような文言をうまく取り入れてもらえるのととてもうれしいと思った。

(委員) 私は、地域で活動しているというところでこの場に出させてもらっていると思っている。そういう中で当初から申し上げていたが、今の子どもたち、青年は人に弱い。

84 ページに、地域の中で子どもたちが集団で遊ぶ機会や場の確保ということを書いているが、非常に大事なことである。遊ぶこと自体がみんなの目に見えない部分であり、具体的な文章にするのは非常に難しいだろう。子どもたちが集団で遊ぶというのは非常にいいことだが、更に地域というところの強さは、異年齢で遊ぶということにあると思う。これが子どもたちが成長していく過程で必然的に大事だろうと思う。ただ、先ほど申し上げたように、異年齢で遊ぶことは目に見えない。遊んでいる子だけは見えても、全体で見えない中でどう書くのかなあということを考えている。

子どもたちは自然に伸びる形が望ましい。この「居場所を確保し」というのもなかなか難しい。居場所を確保するのは、書くのはこのように書けるけれども、現実的に居場所をどうするんだというのは非常に難しいなという感覚でいる。

(委員) 118 ページのアで、スクールソーシャルワーカーのことがずっと書かれている。スクールカウンセラーが、別段落で2行ずっと入っているが、ここは基本的に子どもの貧困のところなので、スクールカウンセラーがここにぽつと出てくるのは少し違和感がある。もしどこか別に移せる適当なところがあるなら検討いただきたい。もちろん貧困にもかかわっているが、それ以外の要素もあると思う。

(事務局) スクールカウンセラーについては、もちろん貧困対策ということだけではなく、いろんな課題を持っている子どもたちの支援をしていくということが必要である。

国の貧困対策の中でも、メインはスクールソーシャルワーカーで、現在人数はまだまだ多くないが、課題が多い小学校などを中心に入れている。環境調整と、福祉につないでいくということについては、スクールソーシャルワーカーのほうが適切であると思うが、今のところ、いろんな形で相談を受けたり、保護者の相談を受けたり、あるいはケース管理をしていく中で、スクールカウンセラーが医療などにつないでいくという部分も当然求められていく部分だと思う。貧困対策や課題の解決という中の一部分として、国の施策の方向性も踏まえた上でここにスクールカウンセラーが出てきている。

(会長) 貧困にかかわって起こってくるさまざまな子どもの状況において、2次的にスクールカウンセラーがサポートしているという状態は否定できないということだと思う。

(委員) 33 ページの子どもたちが悩んだときどうするかということで、文章としては多いものから書いているが、このグラフで私が非常に大事だと思うのは、下のほうに「誰にも相談できない」「悩みについて考えないようにする」ということで、合わせると20%ぐらいになる。何が多いですかということより、むしろ子どもたちの中で悩みを相談で

きないとか、あるいは自分で押さえ込んでしまっている子どもたちが2割いる、そのことがむしろ非常に大事で、そこが次のスクールカウンセラーであったり、スクールソーシャルワーカーなどにもつながっていくのだと思う。保護者や友達に相談する人たちはいるけれども、逆に誰にも相談できない場面について悩んだりする子どもたちがこれだけいるのだということを明記することが大事ではないかと思う。

(会 長) 「誰にも相談できない」等も何%ありということを書いたほうがいいという御指摘であり、検討いただければと思う。

(委 員) 87 ページの若者の就職支援の充実についても、あるいは 124 ページの企業の役割も含めた部分の書きぶりにしても、今働いている方をどう支援するのかについては充実した内容になっているが、企業やあるいは地域の責任において良質な雇用をどうつくっていくかということも非常に大事だと思っている。そこを具体的にここに記載するのは、守備範囲を超える可能性もあるので難しいだろうが、良質な雇用を地域でふやしていくということについて、どこかに思いとして酌んで記載いただければと思う。例えば 87 ページなどは、全部「支援します」ばかりである。中小企業で働くようになりなさいという書きぶりに捉えられかねないので、「そうした働く場所が提供される地域社会をつくっていく」というような文章表記も検討いただきたいと思う。

(会 長) 意図はよくわかるが、良質な雇用という言い方だと少し守備範囲を超えるかと思う。

(2) 数値目標について

資料3により事務局より説明。以下のとおり発言があった。

(委 員) どういう根拠で平成 31 年度の目標値が出たのかお聞きしたい。

ひとり親のところに関して、例えば 29 番「養育費を受け取っている母子家庭の割合」では、平成 31 年度の目標は 39.0%でまだまだ低い。37 番の「母子家庭の母の就業率」では、正規雇用の割合が 46.0%ということでは、貧困を脱することができない世帯がまだまだ半数近くになってしまうだろう。なぜこういう数値になったのかということと、本当にこれぐらいの低い数字でいいのだろうかということが非常に気になるところである。

(事務局) まず、29 番の「養育費を受け取っている母子家庭の割合」についてだが、まず養育費の取り決めをしてから養育費を受け取るという考え方になるかと思うので、養育費の取り決めをしている母子家庭自体の平成 21 年度から平成 25 年度までの伸びを、同

様に養育費の受け取りについても伸ばしたいということで、9%足した値にして39%としている。

もう1点の「母子家庭の母の就業率」についてだが、平成24年の国の国民生活基礎調査の全国値において、正規雇用の割合が45%となっているため、一般的な正規雇用の割合に追いつくということで46%と設定させていただいた。

(委員) 母の就業率のところは、女性の正規雇用率ということか。

(事務局) 男女合わせての正規雇用である。一般の場合、男女合わせた場合のほうが正規雇用の割合が高くなるので、高いほうで設定させていただいた。

(委員) 1点目は「周産期の死亡児数」についてで、これの目標値が「全国平均より低い」となっている。非常にわかりやすいというか、思いはよくわかるのだが、こういう数値というのは多分目標にはならない。例えば大量に何かの感染症がはやったとかというような事情で大きく動くことがないわけではないが、一応滋賀県としては具体的な数値で出してもらいたい。今までの経過でいえば、滋賀県は3.8を下回ったことがないのではないかと思うが、そういった数値で出すべきではないかを感じる。

それから、33番「児童養護施設の子どもの進学率・就職率」というところで、これは貧困対策法の大綱の中で指標化されているものに子どもも入っているので、それで持ってきているのだと思うが、滋賀県は児童養護施設の比率がむしろ少なく、里親に頑張っていたという経過がある。滋賀県としては特に里親に頑張っていたというようにも含めて指標にしてもらいたい。

それから、5ページ目のところのスクールソーシャルワーカーについて、むしろ教えていただきたいのだが、先ほどの指標と一緒に、スクールソーシャルワーカーが支援した学校数130校というのは何を想定しているものなのか。貧困との関係でいえば、例えば就学援助率が非常に高いとか、そういうようなことであってもいいかもしれないし、それからスクールカウンセラーの配置率100%、これは要するに小学校全てへの配置を念頭に5年先に置いているんだという考え方でいいのか。そこのところを教えていただきたい。

(事務局) まず、周産期の死亡児数について、設定理由は、御指摘いただいたとおりのことを担当課から聞いている。御指摘については、担当課に伝えて検討をさせていただきたい。

33番の「児童養護施設の子どもの進学率」については、御指摘のとおり里親の割合が非常に高い県であり、実際に部会の議論の際に里親を含めた数字も調べているので、そういったものを含め検討したい。

スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの件だが、スクールソーシャルワーカーについては、最初、スクールソーシャルワーカーの人数ということで考えていたが、実際のところは支援していく学校をいかにふやしていくかが大切である。市独自にスクールソーシャルワーカーを雇用されているところもあるので、それを除いて11市町に今入れている。これをもう少し拡大し、小さな市町についてはあわせて入れて、将来的に全部の市町に入っていくような形を考えた。現在支援している学校を拠点校といい、市町の中で実際に課題の多いところに入れているが、そこからまた市内あるいは町内のほかの学校にも派遣できるというような体制をとっている。それを合わせると昨年度は94校に実績として行っている。スクールソーシャルワーカーがいる市町の数をふやすことによって、支援する学校数も広がっていくだろうということで見積もっている。

スクールカウンセラーに関しては、現在、公立の中学校と高等学校には全て入れているが、小学校についても拡大していくということで取り組んでいる。スクールソーシャルワーカーとの兼ね合いもあるが、将来的には特に課題の多い小学校等についてももう少し入れていって、最終的にどの学校もスクールカウンセラーが入っていくような形をとっていかうということである。

(会長) 小学校については、本当に限られた時間だけでも行って、それで効果的にスクールカウンセリングができるのかということを見ると、何を目標値にするのかというのは非常に難しい側面があると思う。

限られた時間であったため、十分に議論がおさまっていないかと思う。残った御意見等については、事務局に御連絡をいただいで調整させていただくこととしたい。

(3) 滋賀県子ども若者審議会部会設置について

資料4により事務局より説明。

以下のとおり決定された。

○ 新たな部会の設置について

事務局の提案のとおり、審議会に新たな部会を設置する。

○ 部会における議決について

新たな部会については、その性質上、審議会規則第5条第6項に定めるとおり、部会の議決をもって審議会の議決とする。

また、以下のとおり確認された。

○ 部会に属すべき委員および臨時委員の指名について

滋賀県子ども若者審議会規則第5条第2項の規定に基づき、後日会長から指名すること。

○ 部会長の指名について

部会長についても同条第3項の規定に基づき、後日会長から指名すること。

なお、以下のとおり発言があった。

(委員) 今回の部会の前身となる委員会は、10年少し前に滋賀県が日本中に先駆けて非常に画期的な取組として設置し、毎年各施設を回って子どもたちの意見を聞いたりして、かなり丁寧に取り組んできた委員会である。社会的養護に関する厚生労働省の先駆的な取組の実績報告の中でも、滋賀県を単独で取り上げて、この事業が権利擁護に非常に資している好事例として挙げられている。それを今回制度の中に根付かせて、足腰をしっかりさせようということは、なお一層結構なことかと思うのでぜひ賛成させていただきたいと思う。

- 事務連絡
- 閉会